

「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」

概要

平成 26 年 10 月 17 日

農林水産省国際部

2007-08 年の世界的な食料価格高騰を契機として、途上国への大規模な海外農業投資が急増。その一部が「農地争奪」等と報じられ、国際社会が注目。これに対し、我が国は、2009 年 G8 ラクイラ・サミットにおいて「責任ある農業投資」というコンセプトを提唱。これを契機として、国連食糧農業機関（FAO）、世銀等国際 4 機関が、被投資国、小農を含めた現地の人々、投資家の三者が裨益するための「責任ある農業投資原則」を 2010 年に策定。

その後、FAO に事務局がある世界食料安全保障委員会（CFS）において、加盟国、民間企業、市民社会団体等を含む幅広い関係者の参加により、「責任ある農業投資原則」が考慮されつつ、新たな原則が議論されて来たところ。

本年 10 月の CFS 総会で「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」が、採択された。

我が国として、グローバル・フードバリューチェーンの構築を推進するに当たっては、本原則との整合性に配慮が必要。

原則の概要（仮訳）

（1） 導入

- 農業及びフードシステムにおける責任ある投資を促進し、食料への権利の実現を支援。

●ステークホルダーの役割・責任を特定し、その行動を導く枠組みを提供。

●本「原則」は、任意で、法的拘束力を持たず、国内法・国際法における既存の義務と一貫して、解釈、適用される。

(2) 10の原則

原則1:食料安全保障と栄養への貢献

原則2:持続可能で包括的な経済開発と貧困撲滅への貢献

原則3:ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの促進

原則4:若年層の参加とエンパワーメント

原則5:土地所有, 漁業, 森林, 水へのアクセスの尊重

原則6:天然資源の保全, 持続可能な管理, 強靱性の向上と災害リスクの減少

原則7:文化遺産と伝統的知識の尊重, 多様性と技術革新の支援

原則8:安全で健康に配慮した農業とフードシステムの促進

原則9:包括的で, 透明性のあるガバナンス構造, 諸手続, 苦情処理メカニズムの包含

原則10:影響の評価と対処, 説明責任の促進

(3) ステークホルダーの役割・責任

国家, 小農とその団体, 農家を含む企業, 市民社会団体等のステークホルダーの役割と責任, 及びこれらに共通する役割。

(詳細は CFS ホームページ(<http://www.fao.org/cfs/cfs-home/resaginv/en/>)を参照願います。)

(了)